# 省　令

## ○財務省令第五十六号

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、証券をもつてする歳入納付に関する法律施行細則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月二十一日

財務大臣　安住　淳

証券をもつてする歳入納付に関する法律施行細則等の一部を改正する省令

（証券をもつてする歳入納付に関する法律施行細則の一部改正）

**第一条**　証券をもつてする歳入納付に関する法律施行細則（大正五年大蔵省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項ニ規定スル郵便局」を「簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条ニ規定スル郵便窓口業務ヲ行フ日本郵便株式会社ノ営業所デ郵便貯金銀行ヲ所属銀行トスル銀行代理業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項ニ規定スル銀行代理業ヲ謂フ以下此ノ項ニ於テ同ジ）ノ業務ヲ行フモノ」に、「郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第八条第二項ノ規定ニ依リ郵便局株式会社ノ営業所ト看做サルル施設（以下「施設」ト称ス）」を「簡易郵便局（簡易郵便局法第七条第一項ニ規定スル施設デ郵便貯金銀行ヲ所属銀行トスル銀行代理業ノ業務ヲ行フモノヲ謂フ第四項及ビ第五項ニ於テ同ジ）」に改め、同条第四項及び第五項中「施設」を「簡易郵便局」に改める。

（支出官事務規程の一部改正）

**第二条**　支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四項中「又は」の下に「郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて」を加え、「次条及び第五十二条第一項において同じ。）を営む郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局」を「）の業務を行うもの」に改める。

第十二条及び第五十二条第一項中「郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業を営む」を削る。

（出納官吏事務規程の一部改正）

**第三条**　出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「及び第八十二条の二第一項」を削る。

第五十二条第一項中「及び」の下に「郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて」を加え、「第八十二条の二第一項において同じ。）を営む郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局」を「）の業務を行うもの」に改める。

第八十二条の二第一項中「郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業を営む」を削る。

（日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続の一部改正）

**第四条**　日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続（昭和二十四年大蔵省令第百号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局」を「簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。以下この項において同じ。）の業務を行うもの」に、「郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第八条第二項の規定により郵便局株式会社の営業所とみなされる施設（以下「施設」という。）」を「簡易郵便局（簡易郵便局法第七条第一項に規定する施設であつて郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業の業務を行うものをいう。以下同じ。）」に改め、同条第三項及び第七項中「施設」を「簡易郵便局」に改める。

（特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官支払事務規程の一部改正）

**第五条**　特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官支払事務規程（昭和二十六年大蔵省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「又は」の下に「郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて」を加え、「を営む郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局」を「の業務を行うもの」に改める。

（特別調達資金出納官吏事務規程の一部改正）

**第六条**　特別調達資金出納官吏事務規程（昭和二十六年大蔵省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「又は」の下に「郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて」を加え、「を営む郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局」を「の業務を行うもの」に改める。

（国税収納金整理資金事務取扱規則の一部改正）

**第七条**　国税収納金整理資金事務取扱規則（昭和二十九年大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第七十六条第一項中「及び」の下に「郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて」を加え、「次条において同じ。）を営む郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局」を「）の業務を行うもの」に改める。

第七十七条中「郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業を営む」を削る。

第二十四号書式備考6中「[illegible]」を「[illegible]」に改める。

（電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部改正）

**第八条**　電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令（平成三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局」を「簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。以下この項において同じ。）の業務を行うもの」に、「郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第八条第二項の規定により郵便局株式会社の営業所とみなされる施設（第三項及び第十三条において「施設」という。）」を「簡易郵便局（簡易郵便局法第七条第一項に規定する施設であつて郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業の業務を行うものをいう。第三項及び第十三条において同じ。）」に改め、同条第三項中「施設」を「簡易郵便局」に改める。

第十三条第一項及び第二項中「施設」を「簡易郵便局」に改める。

（電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令の一部改正）

**第九条**　電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令（平成十七年財務省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「及び次条」を削り、「営業所及び」の下に「郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて」を加え、「次条において同じ。）を営む郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局」を「）の業務を行うもの」に改める。

第十二条中「郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業を営む」を削る。

**附　則**

この省令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。